

第18回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名
○1番 藤原 健祐 ×2番 田村 和弘
×3番 森田 有紀 ○4番 氏原 延
○5番 田村 公史 ○6番 澤村 重隆
○7番 横畠 悦子 ○8番 藤田 省三
○9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 11名 欠席 2名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 菅幸
○森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
×中村 修 ×岡村 建介 ○山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条に関する件
第2号議案 非農地証明願に関する件
第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第4号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件
第5 そ の 他
第6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻となりましたので、これより第18回農業委員会定例総会を開催します。

本日は2番田村和弘委員、3番森田有紀委員、農地利用最適化推進委員の中村修委員、岡村建介委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、1番藤原健祐委員と、4番氏原 延委員を指名します。

つづきまして、日程第3．報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第3．報告事項につづきまして、報告します。

報告事項1．本月中の会議と主たる処理事項につづきましては、6日に就農支援事業に関する面談が高吾農業改良普及所において実施され、事務局から私、藤本と前田係長が参加しました。こちらに関しましては、親元就農をされる方に制度に関する内容や手続の仕方について説明しました。

11日には、地域計画の進捗状況に関する面談が役場において開催され、県農業担い手支援課より3名、産業振興課より担当係長、中央西農業振興センターより1名、高吾農業改良普及所より1名、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、現在の目標地図の素案作成の状況や今後の予定について話し合いをしました。

13日には、認定農業者広域認定に関する面談が高吾農業改良普及所において開催され、越知町より1名、産業振興課より2名、高吾農業改良普及所より2名、事務局から前田係長が参加しました。こちらに関しましては、複数の町で営農されている認定農業者が再認定を受けるにあたり、県より各町での営農状態などを確認するために行われました。なお、対象は果樹を栽培する法人です。

14日には、令和6年度高知県農業会議臨時総会及び農業委員会会長・事務局長会議が高知城ホールにおいて開催され、会長と事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、臨時総会においては来年度の会費と支払方法について、会長・事務局長会議においては永年勤続等の表彰や、情報誌コンクールの表彰がありました。また、その後、全国農業会議所より地域計画の策定についての情勢報告、県農業担い手支援課より地域計画策定に向けた取り組みについての説明がありました。最後に、前田係長が活動記録簿の記載やタブレット端末の活用に関する取り組みについて活動報告を行いました。

18日から19日には、令和6年度先進地視察研修として、1日目が山口県萩市農業委員会、2日目が香川県まんのう町農業委員会において、タブレットを活用した取り組みの具体的な方法についてや課題解決をどのように行っているかなど、勉強させて頂きました。なお、参加者は農業委員4名、推進委員5名、事務局2名の合計11名でした。

21日には、令和6年度後期高岡郡協議会が椿原町役場において開催され、会長と事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、令和7年度の負担金等について話し合った後、各市町村より提出された協議事項について意見交換を行いました。

25日が、本日の総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡。

解約事由が借受人変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年10月31日です。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書7件について報告します。なお、届出事由は全て相続となっています。

55番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。

地目が畑で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和6年10月21日です。

56番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外6筆。

地目が田が4筆と畑が3筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和6年10月23日です。

57番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外7筆。

地目が田が6筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和6年10月31日です。

58番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外6筆。

地目が田が1筆と畑が6筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和6年11月6日です。

59番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。

地目が田で、合計面積が[]m²。

届出日は、令和6年11月11日です。

60番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。

地目が田で、面積が[]m²。

届出日は59番と同じです。

61番が、相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外5筆。

地目が田が2筆と畑が4筆で、合計面積が[]m²。

届出日は59番と同じです。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・ 事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第1号議案農地法第3条に関する件2件について説明します。なお、全て行政書士の[]さんが代理人となっています。

26番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。地目は田で、面積が[]m²。

申請の内容は、贈与による所有権移転です。

27番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外2筆。地目は畑で、合計面積が[]m²。申請の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は全部で5万円。反当たりになると、約66,700円になります。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ 確認委員である岡村委員に代わり、報告書を代読させていただきます。27番は、申請地は[]集落で、[]は[]から約120m、[]は[]から東に約100mのところにあります。現在は[]番[]は主に梅の木が、[]番[]は主に小夏が植えられています。[]番は何も植えられて

いませんが草刈りはされています。許可後は引き続き梅や小夏、茶を栽培する予定です。譲受人は自営業で、管理機と刈り払い機を所有しています。農作業歴については父の手伝いでの経験があります。添付されている営農計画書でも、譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。地域との調和要件は問題ないことから、許可相当と判断しました。以上です。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案については申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案非農地証明願に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案非農地証明願1件について説明します。

申請人が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。

地目が畑で、面積が[]㎡。

利用状況は、約30年前から便所・浴室・合併浄化槽の敷地となっているとのことです。土地家屋調査士の[]さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第3号議案 佐川町農用地利用集積計画（11月分）2件につづきまして説明します。

17番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手がいの町の[]さん。

土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は畑で、合計面積が[]
[]㎡。賃貸借権の新規設定で、借り賃は全部で20,000円。反当たりになると12,315円となります。作付け予定はショウガで、設定期間が令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間です。

18番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は玄米60kg。1俵当たり13,000円と換算すると、反当たりで13,457円となります。借り手や作付作物、設定期間については17番と同じです。説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第3号議案につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第4号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件（11月分）6件について説明します。なお、除外案件と編入案件が3件ずつとなっています。

3番は、所有者・転用予定者ともに[]さん。

土地の所在が、[]番。地目は畑で、面積が[]㎡の内[]㎡。

申請内容は墓地の移設で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

4番が、所有者・転用予定者ともに[]さん。

土地の所在が、[]番。地目は畑で、面積が[]㎡の内[]
㎡。申請内容は墓地の移設で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも該当しないことから、その他第2種農地と判断しました。

5番が、所有者が[]さん。転用予定者が[]さん及び[]
[]。土地の所在が、[]番[]。地目は田で、面積が[]㎡。申請内容は[]
[]の駐車場で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも該当しないことから、その他第2種農地と判断しました。

編入案件につきましては、議案書に記載している地番につきまして、農振農用地に指定していたはずがいつのまにか外れていたもので、指定し直しとなります。そのため、特に委員さんへも調査をお願いしていません。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第4号議案については原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・・・ その他について、5点ほどお伝えいたします。

まず1点目としまして、令和6年度一筆調査結果についてです。

現在、皆さんから返ってきた調査結果を農家台帳システムへ入力中で、その途中経過を11月22日時点の入力結果を議案書に記載しています。

また来月にも結果を記載する予定なので、ご覧いただけたらと思います。

2点目は非農地判断についてです。

先月に引き続き、一筆調査で判明した再生困難な農地、赤色で塗っていただいている非農地相当の農地につきまして、タブレットで写真を撮っているものの中から抜粋して非農地判断を行いたいと思います。それでは、添付資料をご覧ください。今回の対象地1筆の写真があります。この写真を見て頂き、皆様のご意見が非農地相当であれば、次の事務処理に移りたいと思いますので、ご判断をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

3点目は農業者年金オンラインセミナーの開催についてです。こちらに関しましては、11月19日に農業会議よりメールで開催案内が届きました。皆様にお配りしている封筒の中にそのチラシと視聴する際に必要なサイトのアドレスを記載している者を同封しています。参加される方はスマホやタブレット端末から視聴してください。

4点目は情報提供活動の一層の強化についてです。議案書に記載しているように、6月26日に開催された農業会議の総会において、情報提供活動の一層の強化が決議され、具体的に3つのことについて強化を図るようになっていきます。まずは、委員全員の全国農業新聞の購読を目標に動きたいと思いますので、是非、購読のほどよろしくお願いします。

5点目は地域計画の目標地図の素案に関する意見聴取についてです。先月の総会でも説明させていただきましたが、地域計画の目標地図の素案を作成するに当たりまして、農業委員会や土地改良区などの意見を聴取するように定められています。今回、佐川町では佐川地区・市の瀬地区・斗賀野地区・尾川地区・黒岩地区・平野地区・加茂地区の7つにエリアを分けています。それぞれのエリア毎に分かれていただき、航空写真に記載されている内容につきまして、皆様の忌憚ないご意見をお伺いしたいと思います。この航空写真の作成にあたっては、全国の農業委員会で使用できるように統一様式で作成された「農業委員会サポートシステム」を使用しています。このサポートシステムの地図作成の制約があり、航空写真を耕作者毎に塗り分けて印刷する際に、56人以上は全部黒色で印刷されるため、55人以内に納めようとした結果、7地区に対して全部で193エリアの地図となり、ボリュームが非常に多くなっておりますが、委員さんから見て頂いて、この農地は10年後、この人が耕作するであろうとか、この人へ集約してもらった方が良いのでは、とか意見をもらえたらと思います。各地区に分かれた後、それぞれの机で意見をまとめてください。 私からは以上です。

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第18回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、12月20日 金曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますのでご注意ください。